

豊橋市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の心に寄り添い、犯罪被害者等の権利利益の保護、受けた被害の回復又は軽減及び生活の再建を図り、もって市民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等がその受けた被害を回復し、又は軽減し、安全に安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- (4) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる^{ひぼう}誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (5) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。
- (6) 関係機関等 国、県、警察、犯罪被害者等支援を行う民間団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人としての尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、二次被害及び再被害の発生の状況等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行うとともに、当該犯罪被害者等支援により二次被害及び再被害を受けることのないよう十分配慮すること。
- (2) 犯罪被害者等が社会において孤立することなく、安全に安心して暮らすこ

とができるよう、必要な支援を公正かつ迅速に途切れることなく提供すること。

(3) 市、市民、事業者及び関係機関等が相互に連携を図りながら協力して取り組むこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、及び協力するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等の心情を尊重し、地域社会で孤立させないよう努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害及び再被害が生ずることのないよう、十分配慮するよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する犯罪被害者等の就業に十分配慮するよう努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(相談、情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、関係機関等との連絡調整その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、犯罪被害者等支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の軽減)

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日常生活の支援）

第9条 市は、その受けた被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に対し、日常生活の支援のため、必要な施策を講ずるものとする。

（精神的な被害の軽減又は回復）

第10条 市は、犯罪被害者等が受けた精神的な被害を軽減し、又は回復することができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

（居住及び就労の支援）

第11条 市は、その受けた被害により居住及び就労について支障がある犯罪被害者等に対し、居住及び就労の支援のため、必要な施策を講ずるものとする。

（広報及び啓発）

第12条 市は、市民及び事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、二次被害及び再被害の防止の重要性その他犯罪被害者等支援について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

（人材の育成）

第13条 市は、犯罪被害者等支援に従事する人材の育成を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（意見の反映）

第14条 市は、犯罪被害者等支援に当たっては、犯罪被害者等、市民、学識経験者及び事業者からの意見を把握し、施策に反映させるよう努めるものとする。

（個人情報の適切な管理）

第15条 市は、犯罪被害者等支援における個人情報の保護の重要性を認識し、犯罪被害者等に係る個人情報を適切に管理するものとする。

（支援を行わないことができる場合）

第16条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等支援を行わないことができる。

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。